

○厚生労働省令第百十二号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条第二項の規定に基づき、雇用保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十月十三日

厚生労働大臣 加藤 勝信

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令

雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第百三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則 （地域雇用開発コース奨励金に関する暫定措置）</p> <p>第十六条 第百十二条第一項の地域雇用開発コース奨励金として、同条第二項に規定するもののほか、次の各号のいずれにも該当する事業主に対して、第三号の雇入れに係</p>	<p>附 則 （地域雇用開発コース奨励金に関する暫定措置）</p> <p>第十六条 第百十二条第一項の地域雇用開発コース奨励金として、同条第二項に規定するもののほか、次の各号のいずれにも該当する事業主に対して、第三号の雇入れに係</p>

告

示

この省令は、公布の日から施行する。

附 則

る者の数に応じ、当該者の雇入れに係る費用の額を限度として支給するものとする。

一（略）

二 雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（平成二十八年厚生労働省令第百六十一号）の施行の日から平成三十年三月三十一日までの間に熊本労働局長に対して、前号の設置又は整備に係る事業所（以下この条において「対象事業所」という。）の設置又は整備及び当該設置又は整備に伴う労働者の雇入れに関する計画を提出した事業主であること。

三（略）

四（略）

る者の数に応じ、当該者の雇入れに係る費用の額を限度として支給するものとする。

一（略）

二 雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（平成二十八年厚生労働省令第百六十一号）の施行の日から平成二十九年十月十八日までの間に熊本労働局長に対して、前号の設置又は整備に係る事業所（以下この条において「対象事業所」という。）の設置又は整備及び当該設置又は整備に伴う労働者の雇入れに関する計画を提出した事業主であること。

三（略）

四（略）

○金融庁
財務省告示第七号

社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第四十四条第一項第十三号の規定に基づき、社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件（平成十五年財務省告示第三号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年十月十三日

金融庁長官 森 信親
財務大臣 上川 陽子
財務大臣 麻生 太郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>名 称 所 在 地</p> <p>〔略〕</p> <p>インテサ サンバオロ バン ルクセンブルグ大公国 ブールヴァールプ ク ルクセンブルグ ランス アンリ 十九―二十一</p>	<p>名 称 所 在 地</p> <p>〔同上〕</p> <p>ソシエテ ヨーロベエヌ ヌ ドバンク ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ市 ブールヴァールプ 〔同上〕 ランス アンリ 十九―二十一</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。